

織と闘争方針が採られねばならない

一、日常闘争方針

1、小作米減免闘争

出来た米の半分以上を小作米として地主にシホリ取られてゐる者々小作人は豊作でも喰えずに借金生地獄に苦しめられてゐる。ソレニ今年は明治三十八年以來の大不作で、旱魃による種付不能收穫皆無の土地が福岡縣ばかりで二千五百町歩に及んでゐる。その後九月の風害早冷エのため一般的に三割五分以上の收穫減が豫想されてゐるため縣下各地に小作米コキリの要求闘争がモウレツに起されるであらうこの時資本家地主の手先農會實行組合等では組織を動員して減收の程度をゴマカン平作どほりに小作米の取立をやらうとさへしてゐる。

吾々は縣下各地の農民達が小作米をマケロと要求して起ち上るであらう、要求をタクミにとらえ早害対策委員會小作人相談會等を未組織は勿論右翼農民組合單獨組合にも繼承し、部落を土壁に總會を開き減免額を決め委員を選出<sup>他</sup>部落他村とも充分に連絡をとりタエズ懇談會協談會をもち、時期と必要に應じて村民大會、農民大會を開き大衆を動員して不在地主、大地主、悪地主に目標をつけ一度闘争に入るや目的を達する迄は一粒の小作米も納めず一糸亂れぬ統制をとり猛烈なる農民委員會活動を起し未組織農民を訓練し團結して闘かえは必らず勝つこと<sup>也</sup>知らせ意敵をタカメさせて吾々の組合に獲得するやうにせねばならない。從來のややもすると未組織の小作人達と獨立したり、未組織の小作人と一緒に小作米コキリをや